

平成16年4月から

西東京市市役所発行書類引用させて頂きました。

特別養護老人ホームの 入所基準が変わりました

市では、西東京市介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所指針を定め、平成16年4月1日から関連施設(下表参照)で運用を開始しました。この指針は、厚生労働省令や東京都の特別養護老人ホーム入所指針ガイドラインを基本に、関連施設と協働して作成したものです。これにより、特別養護老人ホームへの入所が、今までの申し込み順から、優先度の高い方が入所しやすい仕組みに変わります。また、入所基準を明らかにすることにより、入所決定過程の透明性や公平性を確保するものとなっています。さらに、入所待機者の在宅生活を支援できるように、支援体制を整えてまいります。

優先度の決め方

入所の必要性が客観的に判断できるように、評価の項目と点数を定めています(裏面の表参照)。優先度の評価は段階的に行います。第一段階では、申し込み時の資料をもとに、評価項目に従って、介護の必要性や介護者の状況、住宅の状況などを点数化し、A(13~9点)、B(8~7点)、C(6~3点)3つのグループに分けます。第二段階では、各施設が設置した入所検討委員会で、Aグループの中で優先度を評価します。

西東京市の入所指針が適用される特別養護老人ホーム

施設名	住所	電話番号
グリーンロード	西東京市 西原町 2-2-11	042-467-7736
クレイン	西東京市 西原町 4-3-5	042-468-3300
健光園	西東京市 田無町 5-5-19	042-469-8941
フローラ田無	西東京市 向台町 2-16-22	042-468-5133
保谷苑	西東京市 栄町 3-6-2	042-423-5002
めぐみ園	西東京市 柳沢 4-1-3	042-461-2230
サンメール尚和	西東京市 新町 1-11-25	042-467-8851
緑寿園	西東京市 新町 1-11-25	042-462-1239
小松原園	八王子市 犬目町 688-2	042-654-8331
第二喜久松苑	青梅市 柚木町 2-460-1	0428-76-2211
シャローム東久留米	東久留米市 南沢 5-18-36	042-467-1561

西東京市に関連するその他の施設

施設独自の申し込み書や基準により、入所の優先度が評価されます。
(施設の基準は各施設と市の高齢者支援課窓口にあります)

清快園	西多摩郡 日の出町平井 3062	042-597-7211
あゆみえん	青梅市 成木 2-44	0428-74-5550

西東京市 福祉部 高齢者支援課 相談受付係
(保谷庁舎)042-438-4032 (田無庁舎)042-460-9837



入所の申し込みから決定まで

入所の対象者

要介護1~5と認定されている方で、常時介護を必要とし、在宅での介護が困難な方。

入所の申し込み

入所を希望する施設において、その施設の特性や優先入所のしくみなどについて説明を受けたうえで、直接施設に申し込んでください。必要書類(特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書)は、各施設のほか、高齢者支援課窓口にもあります。

優先度評価

各施設は、市の指針をもとに作成した入所基準により、申込者の優先度を評価します。

また、申込者から状況変化の申し出があった場合は、再度評価を行います。

入所の決定

施設長が優先度の高い方の中から、性別、施設の特性や緊急性、本人の意向などを総合的に勘案して入所の決定を行います。

在宅生活の支援

申込者で、申込書の内容を共有することに同意された方には、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者が連携し、ケアプランの見直しや情報の提供など必要な支援を行います。

優先度の評価項目と点数配分(第一段階)



評価項目		点数配分	
本人の状況 (5点満点)	評価項目 (要介護度)	要介護5	5
		要介護4	4
		要介護3	3
		要介護2	2
		要介護1	1
	加算項目	要介護度では反映しきれない常時見守りの必要性の有無 ・認知症等に伴う問題行動 ・精神疾患 ・知的障害	適宜
介護者の状況 (5点満点)	評価項目 (主たる介護者の状況)	身寄りも介護者も全くいないとき	5
		主たる介護者が遠方に居住又は病気で長期入院中のとき	4
		主たる介護者が高齢者、障害者又は疾病があり在宅療養中のとき	2
		主たる介護者が就労中、育児中又は複数の被介護者がいるとき	2
	加算項目	主たる介護者が上記にあてはまらないとき	1
		介護を手伝う者がいないとき 上記では反映しきれない介護提供の困難性があるとき ・本人と介護者の関係が良好でない ・本人や家族による医療的管理の困難性 ・主たる介護者の急死などによる緊急性	適宜
住宅の状況 (3点満点)	評価項目	住宅がない、又は立ち退きを求められているとき	3
		住宅が介護上、問題があるとき	2
		介護上の問題はないとき	1
その他特別な事由	加算項目	特別な事由とされる例 ・福祉的観点から入所が妥当と認められるとき ・平成13年3月31日以前に入所の申込みをされた方 ・介護老人福祉施設の入所者が入院等により退所となった方 ・認定審査会の意見として施設サービスを勧められている方	3点を限度

・点数配分における加算項目の適宜とは、各項目の満点である5点を超えない範囲とします。

・評価項目の合計点は13点を上限とします。

西東京市介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所指針

1 目的

この指針は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第39号)、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成14年8月7日厚生労働省令第104号)及び「東京都の特別養護老人ホームにおける優先入所に関するガイドライン」(平成15年2月28日)に基づき、西東京市(以下「市」という。)における指定介護老人福祉施設(以下「施設」という。)の入所に関する指針を施設と協働で作成し、明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所対象者

入所の対象となる者は、要介護1～5と認定されたもののうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難なものとする。

3 入所の手続と情報把握

(1) 申込方法

入所を希望する本人又は家族等(以下「入所希望者等」という。)は、特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書(以下「申込書」という。)に、介護保険被保険者証の写しを添付して、直接施設に入所の申込みを行うものとする。ただし、介護支援専門員、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター等」という。)に委任し、申込みを代行させることができるものとする。

(2) 入所希望者等に対する説明

施設は、入所希望者等及び地域包括支援センター等から申込み又は入所の相談を受けたときは、当該施設における入所申込みから入所決定までの手続、申込者の入所の必要性の高さを判断する基準その他必要な事項について十分に説明し、入所希望者等の理解を得るものとする。

(3) 情報提供及び連携

施設への入所を申し込んだ者(以下「申込者」という。)に関する情報の提供は、申込者が直接施設に行くことを原則とするが、申込者の負担軽減及び入所待ち期間における在宅支援並びに連携の観点から、地域包括支援センター等は、申込者又は家族等の委任に基づきその代行をすることができるものとする。また、委任を受けた地域包括支援センター等は、申込者とその家族等の状況を十分把握し、施設の情報把握に必要な書類の調整やケアプランの見直し等を行うように努めるものとする。

(4) 申込者名簿の管理

- ア 施設は、申込書を受理したときは、入所申込者名簿を作成し、管理するものとする。
- イ 施設は、申込者に辞退や削除等の事由が生じたときは、その内容を記録するものとする。
- ウ 施設は、申込者の現況について、年1回程度把握するよう努めるものとする。

(5) 状況変化の届出

申込者又は家族等及び地域包括支援センター等は、申込者の状況(要介護度、他施設入所、死亡等)や介護者の状況に変化が生じたときは、その状況を施設に届け出るものとする。

4 入所の優先度評価

(1) 優先度評価の実施

施設長は、申込者の入所の必要性の高さを判断する基準(別紙)に基づき、すべての申込者に対して優先度の評価を行うものとする。

(2) 状況が変化した場合の再評価

施設長は、優先度の評価を実施した申込者について、その状況が変化した場合の届出が提出された場合、再評価を行わなければならない。

(3) 評価結果の整理

施設長は、優先度評価の結果を入所申込者名簿に記録するとともに、変更があった場合は、その都度整理し更新しておかななければならない。

5 入所検討委員会

(1) 設置

施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の入所検討委員会(以下「入所検討委員会」という。)を設置するものとする。

(2) 責務

入所検討委員会は、入所の優先度を判断する基準や判定結果について審査を行うものとする。

(3) 入所検討委員会委員の構成

入所検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、入所検討委員会には第三者(地域の福祉関係者等)を加えることができる。

(4) 入所検討委員会の開催

入所検討委員会は、施設長の招集により開催するものとし、必要な事項は施設長が別に定めるものとする。

(5) 記録の保管

入所検討委員会は、審議の内容の議事録及び優先度評価に使用した資料については、当該年度の翌年度から2年間保存するものとする。

6 入所の最終判定及び入所決定

施設入所の最終決定は、優先度の高い順位にある者のうち、施設における適切な処遇及び運営を考慮し、次に掲げる個別の事情を総合的に勘案し、施設長が行うものとする。

- (1) 性別(部屋単位の男女別構成)
- (2) ベッドの特性(要介護度及び認知症の有無等)
- (3) 施設の専門性(ユニットケア等)
- (4) 地域性(入所後の家族関係の維持等)
- (5) その他特別に配慮しなければならない個別の事情

7 判定結果の説明と申込者への支援

(1) 判定結果の説明

施設は、優先度評価の結果や入所検討委員会における検討経過について、申込者及び家族から説明を求められた場合には、これに応じるとともに、当該高齢者の支援の観点から相談、助言を行うことに努めるものとする。

(2) 在宅生活への支援

施設は、入所に至らない申込者に対し、地域包括支援センター等と十分な連携を図り、ケアプランの見直し等、在宅生活を支援していくために必要な措置が講じられるように努めるものとする。

8 特別な事由による入所

入所検討委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することができるものは、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害や事件、事故等により入所検討委員会を招集する余裕がないとき。
- (2) 市から老人福祉法に定める措置委託による場合

9 市及び地域包括支援センター等の役割

(1) 市の役割

市は、施設及び地域包括支援センター等と連携し、本指針が有効に機能するよう、体制整備に努めるものとする。

(2) 地域包括支援センター等の役割

地域包括支援センター等は、関係機関及び施設と連携し、入所申込等の相談、代行、必要な書類の調整や情報の提供、ケアプランの見直し、各種サービスの調整を行う等、本指針が十分生かされるよう努めるものとする。

10 辞退者の取扱い

申込者又はその家族等の都合により入所の一時辞退があった場合は、施設長の判断により優先度の順位を繰り下げ、再度の辞退があった場合は、入所申込者名簿から削除することができるものとする。

11 指針の見直し

この指針の内容を見直す必要が生じた場合は、施設と協議の上、見直すことができるものとする。

適用

この指針は、平成16年4月1日から適用する。